

<人権・反差別運動関係>

(1) ヘイトスピーチ

① 参考文献

- (a) 奥平康弘著『「表現の自由」をもとめてアメリカにおける権利獲得の軌跡』、岩波書店（1999年12月）
- (b) 反差別国際運動日本委員会編『今、問われる日本の人種差別撤廃』、解放出版社（2010年9月）
- (c) 有田芳生著『ヘイト・スピーチとたかかう 日本版排外主義批判』、（2013年9月）
- (d) 小林真生、駒井洋著『レイシズムと外国人嫌悪』、明石書店（2013年10月）
- €前田朗、安田浩一他著『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか』、三一書房（2013年10月）
- (f) 師岡康子著『ヘイト・スピーチとは何か』、岩波新書（2013年12月）
- (g) 金尚武、森千香子他著『ヘイト・スピーチの法的研究』、法律文化社（2014年9月）

② 国連によるヘイト「差別禁止法」制定勧告

『週刊金曜日』第1005号（2014年8月29日）掲載（片岡伸行著）

「ヘイト・スピーチは暴力、「包括的な差別禁止法の制定が必要」――8月20、21日にスイス・ジュネーブの国連本部で日本に対する審査を実施した国連人権差別撤廃委員会は、日本政府にそう迫った。日本政府側は、「表現の自由」を考慮し「処罰法を制定する必要があるとは考えていない」と回答したが、委員からは「暴力的な威嚇であり言論表現ではない」、「（規制は）憲法と矛盾するものではない」などと一蹴されたという。

この審査に合わせて東京・新大久保などでヘイト・スピーチを繰り返す在日特権を許さない市民の会（在特会）が報告書を提出したが、まったく問題にされなかった。

審査を傍聴した反差別国際運動の小森恵事務局次長は話す。

「審査の焦点の一つは、放置されているヘイト・スピーチの問題でした。排外デモの現場のビデオを見た委員たちは“デモ隊が警察に守られているように見える”ことに驚き、政府に質問しましたが、”公共の安全のために中立の立場で行っている“という返答に説得力はありませんでした。」

日本は人権差別撤廃条約加入時（95年）から、差別扇動を禁止する4条について留保したままだ。

人権差別撤廃委の勧告内容は現時点（8月25日）では詳細が不明だが、7月24日に出された国連自由権規約委員会の最終見解（勧告内容）を次ページに抜粋した。

このうち今回初めて取り上げられたのが冒頭の特定期秘密保護法、ヘイト・スピーチと人種差別、福島原子力災害の3件。また、死刑制度、代用監獄、強制自白、従軍慰安婦問題、技能実習生制度の4件は、1年以内に具体的な対応を求める「フォローアップ」案件とな

った。

もちろん勧告を受けているのは日本だけではない。が、国連自由権規約委は見解の中で日本政府に対し、「多くの勧告が実行されていないことは遺憾」と強い口調で述べた。

アムネスティ・インターナショナル日本の川上園子さんは言う。

「前回（08年）の最終見解で多用されていた **Concern**（懸念）という語に替わり、**Regret**（遺憾）という、より強い語で日本政府の怠慢を指摘する姿勢が目立った。」

ただの怠慢を乗り越えて悪質とも言える事例がある。

たとえば、代用監獄の問題。審査を傍聴した日本弁護士連合会自由権規約ワーキンググループ座長の海渡雄一弁護士が指摘する。

「委員会では袴田事件が何度も引き合いに出され、88年の勧告から30年近くも問題提起されているのに変わらないのはなぜかと日本政府に迫った。しかし日本政府は留置所（代用監獄）は捜査と拘禁を分離したとの従来の説明に加え、今回は、弁護人にも華族にも面会に行くのに便利だ、と主張したのです。廃止を求められているのに、便利だなどという言い訳は恥ずかしいと思いました。」

## 安倍政権の人権感覚

従軍「慰安婦」問題でも「恥ずべき事態」がおきたという。

「慰安婦は強制連行されておらず売春婦だったと主張している日本の団体のメンバー10人ほどが、“慰安婦は制奴隷ではない”との政府代表発言に一斉に拍手したり、発言した委員の一人を議論終了後取り囲んで詰問するという“事件”が起きました」（海渡さん）

7月26日配信の『産経ニュース』はこの件を<「制奴隷」明記に立ち上がった主婦「お金をもらったのでは」>との見出しで報じている。

しかし、そうした行為が深刻な人権上の問題をはらんでいることは、ナイジェル・ロドリー議長の最終発言にも表れている。海渡弁護士はその発言を記憶していた。

「このセッションでまされた拍手は適切なものではない。……次のラウンドではこういうことがつづかないようにしたい。」

<表>にあるように、この従軍「慰安婦」問題については国連は、過去の問題であって法的責任はないとする日本政府および裁判所の見解を受け、「公式謝罪をし、加害者の訴追・処罰を」求めた。

在日韓国・朝鮮人などを排斥しようとするヘイト・スピーチお、「慰安婦」の強制性を否定する新根は、過去の侵略を否定し「日本の伝統と誇り」を取り戻そうする右派組織「日本会議」の理念と通底する。19人の閣僚のうち13人が日本会議メンバーである安倍政権が、この勧告を受け入れる余地はないだろう。むしろ前記の「拍手」をした側との親和性が高い。

この問題に象徴されるように、日本の人権感覚は国際社会と相容れなくなっている。独

善的で偏狭な右派の思想そのものが国際社会から NGO を突きつけられていることに気づかなければならない。

(国連自由権規約委員会から勧告されている日本の人権問題)

分野	見解・懸念	勧告内容
特定秘密保護法	2013 年 12 月に成立した特定秘密保護法は秘密事項の定義が広くて曖昧であり、ジャーナリストや人権擁護者の活動に深刻な影響を及ぼしうる重罪を科していることを懸念。	自由規約第 19 条「表現の自由」の基準を満たすため、秘密を狭く定義し、国家の安全保障を害しない公益に資する情報を流布したことで個人が刑罰を受けないようにすること。
ヘイト・スピーチと人種差別	朝鮮・韓国人、中国人やマイノリティグループへの憎悪や差別を扇動している言動と、これらの行為に対する刑法・民法上の保護の不十分さを懸念。	人種的優越あるいは憎悪を唱える宣伝のすべてを禁止しそのような宣伝を広めるデモを禁止すべき。加害者が起訴され処罰されることを保証する措置をとるべき。
福島原子力災害	福島原発事故を受けて、許容する公衆の被曝限度（年間 20 ミシーベルト）が高く、数カ所の避難区域が解除され、人々が放射能で高度に汚染された地域に帰還するしか選択肢がない状況」に置かれていることを懸念。	生命を保護するために必要なすべての措置を講じ、放射能レベルが住民にリスクをもたらさないとと言える場合でない限り、避難区域の指定を解除すべきではない。放射線量レベルの情報を人々に提供すべき。
	「公共の福祉」の懸念は曖昧で無制限であり、人権を制約する危険性を懸念する。	自由権規約第 18 条（思想、良心、宗教の自由）、第 19 条（表現の自由）での厳しい条件を満たさない限り、思想、良心、宗教の自由、表現の自由などへのいかなる制限・制約を押しつけることをやめること（「日の丸・君が代」強制に関連）。
裁判所	条約（国連自由権規約）の下で守られるべき権利が裁判所ではきわめて限定されたケースでしか適用されていない。	すべての弁護士、裁判官、検察官」に条約の適切な解釈と適用のために効果的な策を講じること。個人通報制度の導入を図るための「選択議定書」の採択を。
国内人権機関	人権委員会設置法案の廃案	パリ原則に適合する独立の人権機関

	(2002年11月)以来、政府から独立した国内人権機関の創設が何ら進展していないのは遺憾。	を設立することを再考するよう勧告。
ジェンダー平等	女性に離婚後6ヵ月間の再婚を禁止し、男性と女性とで異なる婚期最低年齢を設けている民法の差別条項の修正を拒絶していることを懸念する。女性の地位、賃金格差、セクシュアルハラスメントなどへの罰則欠如などを懸念。	公的分野での女性の参画を増加させ、マイノリティの女性の政治的参加のための具体的措置、男性との賃金格差の是正、セハラや妊娠・出産による不公正な取扱いを禁止する立法的措置をとるべき。
DV・性差別	強姦の定義や性犯罪を非親告罪とすることにまったく進展がない。DVに関する保護命令発令までに時間がかかりすぎ。LGBT、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する差別的規定を憂慮。	性犯罪を告訴なしに起訴でき、嗜好同意年齢を引き上げるなどの法的措置をとること。DV加害者の適正な処罰、同被害者への十分な保護を。すべての性的指向等による差別を禁止する包括的な反差別法をつくるべき。
死刑制度	死刑確定者の処遇(独居房、刑執行の事前告知なし、心神喪失状態など精神面での検査が独立していない。再審請求が死刑執行を停止する効果がないなど)に問題がある上、袴田事件のように強制された自白の結果、死刑が科されていることを懸念。	死刑確定者への非人道的処遇をやめ、弁護側にすべての検察資料への全面的アクセスを保証し、強制的な自白が証拠として用いられないようにすること。死刑の廃止をめざし第二選択議定書の採択を考慮するべき。
代用監獄・強制自白	起訴前に代用監獄での強制的な自白を引き出す危険性が強く、取調べに関わる厳しい規則が存在しない。「改革プラン」(2014年7月・法制審議会特別部会)においても取調べのビデオ録画の範囲が限られていることは遺憾。	代替収容制度(代用監獄)を廃止し、取調べ中のい弁護士の立ち合い、取調べの完全ビデオ録画などを実施すべき。
従軍慰安婦(性奴隷)問題	日本軍によって「強制的に連行されたのではない」としつつ、軍または軍の意向を受けた者たちによって本人の意に反して行われ	日本軍が過去に犯した性奴隷ありはその他の人権侵害への訴えは校正に捜査され、加害者は訴追・処罰されるべき、教科書への十分な記述、公

	た事例があったとする日本政府の矛盾した立場に懸念。公人や日本政府の曖昧な言動で元「慰安婦」が再度被害を受けることを懸念。	式な謝罪表明、被害者を侮辱・否定するすべての試みを非難すること。
--	--	----------------------------------

(以下、表題のみ) 技能実習生制度、人身取引、難民申請者の退去・拘禁、ムスリムへの監視、誘拐と強制改宗、体罰、先住民の権利)

(出典：前掲『週刊金曜日』第1005号19頁)

### ③ 在特会に対する損害賠償請求

栗野仁雄 (ジャーナリスト) 『在特会を訴えた李信恵さんに聞く』 (『週刊金曜日』第1005号、14頁所収)

ヘイト・スピーチをめぐる個人で初めて損害賠償請求訴訟を起こした東大阪市のライター李信恵さん (43歳)。在特会と同会の桜井誠会長、書き込みを配信したブログ運営者「保守速報」に計2750万円の損害補償を求めた。裁判に訴えた思いを聴いた。

訴えることは去年暮れに決めましたが、証拠集めに時間がかかりました。桜井会長が昨年、神戸市の街頭宣伝の取材をしていた私を見つけ、「朝鮮人のばばあ」などと発言し、「不逞鮮人」などとサイトで攻撃しました。東京・新大久保で「朝鮮人は死ぬ」など民族差別の街宣を取材して、私がネット記事を書くと、「殺すぞ」とか「ゴキブリ」などと脅しました。ツイッターなどにも中傷する言葉が無数に寄せられました。

桜井会長に名指しで攻撃された在日の女性は私が初めてでは。女性の発言は男性の発言より何倍も反響がある証拠です。ひどい4件について大阪府警に行きました。在特会のメール会員の男が「李信恵を殺せ」とネット発言していた県だけ脅迫罪で取り上げられましたが、不起訴に。喫茶店で盗聴されてネットで流されても警察は「下着姿を流されたわけでもないし」と取り合わず、「相談」という形で事件化しなかった。

2009年に起きた京都朝鮮学校襲撃事件を傍聴しましたが、扇動した桜井会長は被告になっていません。今回私が法廷に引きずり出す形になりました。

一方、「保守速報」は私の記事や写真を貼り付け「朝鮮半島に帰れ」など悪意に満ちたブログ記事を配信。裁判のことを知ると全部消し、私が「保守速報をしばく」とした記事だけを残しています。消された記事は保存済みですが、裁判を起こすと自分の被害を正視せざるを得ず、傷を再び抉られる気持ちです。

反訴されることは想定済みです。公園の砂場にガラスや釘がまき散らされれば、それを取り除いて、子どもたちが遊べるようにするでしょう。今回の裁判はそれと同じだと思っています。差別をまき散らして責任をとらない人を許してはいけないと思います。第1回口頭弁論は10月くらいになりそうですが、それに向けて多くの人たちが支援集会をし

てくれています。